正

（建築物用）

|  |
| --- |
| 許　可　申　請　書　令和　　年　　月　　日江戸川区長　殿住　所申請者氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　印土地区画整理法第７６条第１項の許可を受けたいので、下記により申請します。記 |
| １　敷地の所在･地番 |  | 従前地・仮換地 |
| ２　建築物の構造 |  | 建築物の用途 |  |
| ３　建築行為の種別 |  |
| ４ | 敷地面積 | ㎡ | 建築面積 | ㎡ | 延床面積 | ㎡ |
| ５ | 着工予定年月日 | 　　　令和　　年　　月　　日 | 竣工予定年月日 | 　　　令和　　年　　月　　日 |
| ６　事業の種別 | 土地区画整理事業 |
| ７　連絡先 |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　記　載　欄 |  |  | 受　付　欄 |
|  |
| 条　件　欄 |  |  |
| 確認欄 |  |

南小岩七丁目地区用P1

|  |
| --- |
| 土地区画整理法第７６条第２項による意見 |
| 申請人氏名申請位置 |
| 施行者記載欄 | 意　　見　　欄 |  |
| 確　　認　　欄 | 仮換地指定の状況指定済仮換地引渡予定日令和　 年　 月 　日未指定仮換地指定図と申請図の照合面　　積形状寸法 |  |
| 上記のとおり意見を付します。　　　　令和　　年　　　月　　　日江戸川区長　　　斉藤　　猛　　　　　　 |

南小岩七丁目地区用P2

正

（建築物用）

|  |
| --- |
| 許　可　申　請　書　令和　　年　　月　　日江戸川区長　殿住　所申請者氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　印土地区画整理法第７６条第１項の許可を受けたいので、下記により申請します。記 |
| １　敷地の所在･地番 |  | 従前地・仮換地 |
| ２　建築物の構造 |  | 建築物の用途 |  |
| ３　建築行為の種別 |  |
| ４ | 敷地面積 | ㎡ | 建築面積 | ㎡ | 延床面積 | ㎡ |
| ５ | 着工予定年月日 | 　　　令和　　年　　月　　日 | 竣工予定年月日 | 　　　令和　　年　　月　　日 |
| ６　事業の種別 | 土地区画整理事業 |
| ７　連絡先 |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　記　載　欄 |  |  | 受　付　欄 |
|  |
| 条　件　欄 |  |  |
| 確認欄 |  |

南小岩七丁目地区用P3

|  |
| --- |
| 土地区画整理法第７６条第２項による意見 |
| 申請人氏名申請位置 |
| 施行者記載欄 | 意　　見　　欄 |  |
| 確　　認　　欄 | 仮換地指定の状況指定済仮換地引渡予定日令和　 年　 月 　日未指定仮換地指定図と申請図の照合面　　積形状寸法 |  |
| 上記のとおり意見を付します。　　　　令和　　年　　　月　　　日江戸川区長　　　斉藤　　猛　　　　　　 |

南小岩七丁目地区用P4

副

|  |
| --- |
| 許　可　　第　　　号許　可　書申請者　　　　　　　　　　　様　　　令和　　年　　月　　日付けで申請のあった　　　　　　土地区画整理事業地区内における建築物については、土地区画整理法第７６条第１項の規定により、下記のとおり許可します。　　　令和　　年　　月　　日江戸川区長　　　斉藤　　猛　　　　　　　　記 |
| １　敷地の所在･地番 |  | 従前地・仮換地 |
| ２　建築物の構造 |  | 建築物の用途 |  |
| ３　建築行為の種別 |  |
| ４ | 敷地面積 | ㎡ | 建築面積 | ㎡ | 延床面積 | ㎡ |
| ５ | 着工予定年月日 | 　　令和　　　年　　月　　日 | 竣工予定年月日 | 　　令和　　　年　　月　　日 |
| ６　 条　　　件 |  |
|  |

南小岩七丁目地区用P5

教　示

　１　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３ヶ月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３ヶ月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

　２　この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６ヶ月以内に、江戸川区長を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６ヶ月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

　　　ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６ヶ月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。